

## 【ライラック株式会社 ライフアップジョブ事業所】

# 手数料表

当所が有料職業紹介事業を行った場合は次の手数料を上限として申し受けます。

### 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	求人受理時の事務費用 1, 0 0 0 円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 5 0 % (または 1, 5 0 0, 0 0 0 円) のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 5 0 % (または 1, 5 0 0, 0 0 0 円) のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は求人者とします。
求人受理時の事務費用 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索 (サーチ・スカウト型)	求人受理時の事務費用 1, 0 0 0 円 [着手金] 着手金 1 0 0, 0 0 0 円 [調査・探索活動費] 1 日あたり 5 0, 0 0 0 円 (または、活動 1 時間あたり 5, 0 0 0 円) [成功報酬] (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 5 0 % (または 1, 5 0 0, 0 0 0 円) のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 (再就職支援型)	[着手金] 求職者 1 人につき 1 0, 0 0 0 円を超えない額 [相談・助言終了時] 求職者 1 人につき 5 0, 0 0 0 円を超えない額 [成功報酬] 当該求職者 1 人につき 1 0 0, 0 0 0 円を超えない額 手数料負担者については、関係雇用主とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 27-ユ-304783

事業所の名称 ライラック株式会社 ライフアップジョブ事業所

所在地 大阪府大阪市中央区南本町 4-5-7 東亜ビル 5 階

ライラック株式会社 ライフアップジョブ事業所  
有料職業紹介事業許可番号 / 27-ユ-304783

### 返戻金制度について

#### ◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、

受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 8 0 %

(2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 5 0 %

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先 (求人者) で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。